

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人 労働政策研究・研修機構	
案件番号	1	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	労働統計データベースの改修の委託	
契約締結日	平成25年10月11日	
契約の相手方の商号又は名称等	富士通株式会社	
入札経緯及び結果	平成20年度まで特命随契。平成21年度から一般競争入札。 公告期間:平成25年9月6日～9月25日。入札日:平成25年10月7日。 仕様書受領業者数:3者。入札結果:一者応札。	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	
②業務等準備期間の十分な確保	×	
③公告期間の見直し	×	
④公告周知方法の改善	×	
⑤電子入札システムの導入	×	
⑥業者等からの聴き取り	○	辞退した業者2社から具体的な辞退理由の聴取をおこなった。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
今回聴取できた辞退理由は、著作権以外のものであったが、これらの問題が解消されていた場合でもやはり著作権の問題がネックになったであろうと思量される。そのため引き続き著作権の問題について検討を続けるが、著作権に絡む部分を、機構負担とする場合や、著作権に絡む改修についてのみ開発業者と随意契約を交わす場合を検討すると、何れの場合も現行方式よりも経費負担は増大することが懸念されるため、現行以外の方式は難しいと考える。		
契約監視委員会のコメント		
本データベースは、プログラムの著作権を開発業者が保有しているため、現状では同データベースの改修契約の一者応札の改善は難しいのではないかと。新システムへの更新の際には、著作権の問題を勘案し、以後の改修等に当たっては、競争性の確保が可能となるようしっかり検討してほしい。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
本委員会において、システム開発の際に機構に著作権が帰属する契約を締結するよう指導を受けた後は、該当する新規開発案件については、当機構に著作権が帰属するよう契約を締結しているところであるが、それ以前に開発した本システムは著作権を保有していないため、改修等に当たっては1者応札の結果となっている。現在、新システムへの更新の予定はないが、その機会には、著作権の帰属等に留意しつつ、以後の改修において競争性の確保が可能となる契約としたい。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
田極春美、山本勲、東ヶ崎将、中川幸雄		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。